

第39回 全国身体障害者施設協議会研究大会

開催期日：平成27年7月9日（木）～7月10日（金）

会 場：江陽グランドホテル（宮城県仙台市青葉区本町2-3-1）

参加申込・情報交換会・宿泊・昼食等ご案内

【業務取扱】

名鉄観光サービス株式会社仙台支店

ご挨拶

謹啓 皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

このたび「第39回全国身体障害者施設協議会研究大会」が宮城県仙台市にて開催されますことを心よりお祝い申し上げます。

開催にあたり全国各地から大会にご参加いただく皆様方のご便宜を図り、より一層ご満足いただける大会になりますよう、当社名鉄観光サービス株がご参加皆様方の大会参加申込・宿泊・情報交換会・昼食・交通・視察旅行等のご案内をさせていただくことになりました。

社員一同すべての面において万全の準備をおこない、ご参加の皆様方に心からご満足いただけるよう、大会事務局および関係各方面とも協力し、一生懸命お世話をさせていただきます。

皆様方からの多くのお申込みを心よりお待ち申し上げます。

謹白

平成27年3月吉日

名鉄観光サービス株式会社
仙台支店 支店長
太田 裕和

1

宿泊のご案内

今大会の開催にあたり、皆様方のご宿泊施設を下記の通りご用意しております。お申込みの方は、巻末の申込書に申込記号にてご記入ください。

ご宿泊設定日：平成27年7月8日（前泊）、7月9日（当日泊）、7月10日（後泊）

ご宿泊条件：1泊朝食付 税金・サービス料込み

●受付順にてご用意をいたします。

満室のためご希望に添えない場合がございます。恐れ入りますが、第二希望までご記入をお願いします。

●禁煙・喫煙のご希望は部屋数の関係でご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。

地図番号	ホテル名	交通案内(最寄り駅より)	客室タイプ	申込記号	宿泊代金 (1泊朝食税込)
A	ホテルメトロポリタン仙台	JR仙台駅西口 徒歩1分	シングル (1名1室)	A-1	¥15,000
B	三井ガーデンホテル仙台	市営地下鉄南北線 「広瀬通」駅 西1番出口 徒歩1分	シングル (1名1室)	B-1	¥12,500
C	仙台ワシントンホテル	JR仙台駅西口 徒歩5分	シングル (1名1室)	C-1	¥12,000
D	ホテルモントレ仙台	JR仙台駅西口 徒歩3分	シングル (1名1室)	D-1	¥11,000
E	ホテルJALシティ仙台	JR仙台駅西口 徒歩5分	シングル (1名1室)	E-1	¥11,000
F	ホテル第一インパークホテル	JR仙台駅西口 徒歩8分	シングル (1名1室)	F-1	¥10,000
G	江陽グランドホテル	市営地下鉄南北線 「広瀬通」駅 西1出口前	デラックスシングル (1名1室)	G-1	¥11,300
			シングル (1名1室)	G-2	¥10,300
			ツイン (2名1室)	G-3	¥9,800
H	ANAホリデイ・イン仙台	JR仙台駅東口 徒歩6分	シングル (1名1室)	H-1	¥10,000
I	ホテルレオパレス仙台	JR仙台駅東口 徒歩5分	シングル (1名1室)	I-1	¥10,000
J	ホテルベルエア仙台	JR仙台駅西口 徒歩12分	シングル (1名1室)	J-1	¥9,500
K	ホテルグランテラス仙台国分町	市営地下鉄南北線 「広瀬通」駅 西5番出口 徒歩約3分	シングル (1名1室)	K-1	¥9,500
L	ホテルグリーンマーク	JR仙台駅西口 徒歩5分	シングル (1名1室)	L-1	¥9,000

地図番号	ホテル名	交通案内(最寄り駅より)	客室タイプ	申込記号	宿泊代金 (1泊朝食税込)
M	ホテルグリーンパシフィック	JR仙台駅西口 徒歩5分	シングル (1名1室)	M-1	¥9,000
N	ホテルグリーンセレクト	市営地下鉄南北線 「広瀬通」駅 東2番出口 徒歩約3分	シングル (1名1室)	N-1	¥9,000
O	ホテルプレミアグリーンヒルズ	JR仙台駅西口 徒歩10分	シングル (1名1室)	O-1	¥9,000
P	ホテルプレミアグリーンプラス	JR仙台駅西口 徒歩5分	シングル (1名1室)	P-1	¥9,000
Q	ホテルユニサイト仙台	JR仙台駅西口 徒歩5分	シングル (1名1室)	Q-1	¥9,000
R	アパヴィラホテル仙台駅五橋	JR仙台駅西口 徒歩8分	シングル (1名1室)	R-1	¥8,500
S	ホテル法華クラブ仙台	JR仙台駅西口 徒歩10分	シングル (1名1室)	S-1	¥8,500
T	ユニゾイン仙台	JR仙台駅西口 徒歩5分	シングル (1名1室)	T-1	¥8,000
U	アークホテル仙台青葉通	JR仙台駅西口 車5分	シングル (1名1室)	U-1	¥8,000
V	スマイルホテル仙台国分町	市営地下鉄南北線 「広瀬通」駅 西5番出口 徒歩3分	シングル (1名1室)	V-1	¥8,000
W	ホテルパールシティ仙台	JR仙台駅西口 徒歩12分	シングル (1名1室)	W-1	¥7,500

2 情報交換会のご案内

- 1)開催日時:7月9日(木)18時30分開会
- 2)開催場所:江陽グランドホテル5階「鳳凰の間」
- 3)参加費:1人様8,000円(料理、お飲物、消費税込)
- 4)大会当日の情報交換会への申込みはできませんので、参加ご希望の方は事前にお申込み願います。

3 昼食(弁当)のご案内

- 1)大会2日目[7月10日(金)]に会場にてお弁当をご用意いたします。お申込みの方は巻末の申込書(昼食弁当欄)に○印をご記入ください。
- 2)1,500円(税込) お弁当/お茶付
- 3)大会当日のお申込みはできませんので、参加ご希望の方は事前にお申込み願います。

4 割引航空券のご案内

全国から大会に参加されます皆様の便宜をはかるため、下記区間の航空便を包括旅行割引運賃を適用した旅行代金にてご案内申上げます。ただし、各便とも10名様以上のお申込みがある場合の適用となりますので、人数が満たない場合は普通運賃又は各航空会社の各種割引運賃にてご案内させていただきます。

往 路						
搭乗日	経路	申込記号	便名	発時間	着時間	料金
7月8日(水) ※大会前日	新千歳空港 ⇒ 仙台空港	あ-1	ANA 4808	14:40	15:50	24,000円
	中部国際空港 ⇒ 仙台空港	い-1	ANA 3147	15:00	16:10	22,000円
	伊丹空港 ⇒ 仙台空港	う-1	ANA 3151	12:55	14:10	19,000円
	福岡空港 ⇒ 仙台空港	え-1	ANA 1277	17:00	18:50	32,000円
7月9日(木) ※大会初日	新千歳空港 ⇒ 仙台空港	か-1	ANA 4800	07:50	09:00	25,000円
	中部国際空港 ⇒ 仙台空港	き-1	ANA 361	07:45	09:00	25,000円
	伊丹空港 ⇒ 仙台空港	く-1	ANA 731	08:15	09:30	20,000円
	福岡空港 ⇒ 仙台空港	け-1	ANA 1275	10:05	11:55	29,000円

※記載のダイヤは2015年3月現在のものです

復 路						
搭乗日	経路	申込記号	便名	発時間	着時間	料金
7月10日(金) ※大会終了日	仙台空港 ⇒ 新千歳空港	さー1	ANA 4811	18:20	19:35	27,000円
	仙台空港 ⇒ 中部国際空港	しー1	ANA 366	18:50	20:10	26,000円
	仙台空港 ⇒ 伊丹空港	すー1	ANA 738	17:35	18:55	23,000円
	仙台空港 ⇒ 福岡空港	せー1	ANA 1278	19:30	21:30	29,000円
7月11日(土) ※大会翌日	仙台空港 ⇒ 新千歳空港	たー1	ANA 4809	16:20	17:35	27,000円
	仙台空港 ⇒ 中部国際空港	ちー1	ANA 3148	16:40	17:55	26,000円
	仙台空港 ⇒ 伊丹空港	つー1	ANA 738	17:35	18:55	23,000円
	仙台空港 ⇒ 福岡空港	てー1	ANA 1278	19:30	21:30	29,000円

※記載のダイヤは2015年3月現在のものです

■ご旅行条件(要約)

○募集型企画旅行

契約本大会の「宿泊・情報交換会・弁当・航空機・視察旅行」は名鉄観光サービス(株)が旅行企画・実施するものであり、お申込みいただくお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたします。

○最少催行人員について・・・宿泊は1名様、航空機は10名様、視察旅行は25名様を最少催行人員といたします。

○添 乗 員について・・・視察旅行は全コース添乗員が同行いたします。その他の宿泊・航空機の手配につきましては同行いたしません。

5

視察旅行のご案内(大会終了後)

- ご参加の皆様には「東日本大震災」で多くの被害、犠牲がございました地域を視察していただき、当時の状況、復興の取組等、現状を理解していただく内容とさせていただきます。
- 参加申込みされる場合は、巻末の申込書の「視察旅行」欄にお申込みされるコースの「申込記号」をご記入ください。
- いずれのコースも定員は40名様、最少催行人員は25名様となります。申込人数が25名に満たない場合は、旅行催行を中止させていただく場合がございます。
- いずれのコースも添乗員・バスガイドが同行いたします。
- 交通事情その他の事情により行程が変更になる場合がございます。航空機、JR等交通機関への乗り継ぎには十分な余裕をお取りください。

Aコース『津波被災地視察～南三陸コース』

<申込記号A>

ご旅行代金:お1人様 27,000円

月日(曜)	行程	食事
7/10 (金)	大会会場＝南三陸町志津川【南三陸ホテル観洋】(泊) 15:15発 17:30頃	夕
7/11 (土)	※語り部ガイド乗車 ホテル＝南三陸町地区【町内～防災庁舎跡地～浸水エリア～さんさん商店街等の視察】＝ 9:00発 ＝気仙沼観洋(昼食)＝気仙沼市内車窓視察＝仙台空港＝仙台駅 11:30/12:30 15:45頃 16:30頃	朝 昼

◆利用ホテル:南三陸ホテル観洋◆お部屋は和室1室4～5名様(相部屋利用)となります。
個室希望の場合は別途、追加料金が必要です。料金につきましてはお問い合わせ願います。

Bコース『津波被災地視察～石巻コース』

<申込記号B>

ご旅行代金:お1人様 27,000円

月日(曜)	行程	食事
7/10 (金)	大会会場＝松島海岸【ホテル松島大観荘】(泊) 15:15発 16:00頃	夕
7/11 (土)	※語り部ガイド乗車 ホテル＝瑞巖寺(伊達政宗菩提寺)＝石巻市地区【大街道地区～南浜町～日和大橋～石巻漁港～ 9:00発 9:10/10:15 11:00/12:15 門脇小学校～日和山公園等視察】＝石巻まちなか復興マルシェ(昼食)＝仙台空港＝仙台駅 12:30/13:30 15:45頃 16:30頃	朝 昼

◆利用ホテル:ホテル松島大観荘◆お部屋は和室1室4名～5名様(相部屋利用)となります。
個室希望の場合は別途、追加料金が必要です。料金につきましてはお問い合わせ願います。

Cコース『津波被災地視察～名取・荒浜コース』

<申込記号C>

ご旅行代金:お1人様 6,500円

月日(曜)	行程	食事
7/11 (土) 大会終了 翌日	※語り部ガイド乗車 仙台駅＝荒浜地区【慰霊碑・祈りの塔】＝名取閑上地区【閑上中学校慰霊碑・日和山神社】 9:00発 9:30/10:15 10:45/12:15 ＝亘理町(昼食)＝竹駒神社(日本3大稲荷)＝仙台空港＝仙台駅 12:45/13:45 14:30/15:10 15:45頃 16:30頃	昼

Dコース『津波被災地視察～松島・石巻コース』

<申込記号D>

ご旅行代金:お1人様 6,500円

月日(曜)	行程	食事
7/11 (土) 大会終了 翌日	※語り部ガイド乗車 仙台駅＝瑞巖寺(伊達政宗菩提寺)＝石巻市地区【大街道地区～南浜町～日和大橋～石巻漁港～ 8:00発 9:10/10:15 11:00/12:15 門脇小学校～日和山公園等視察】＝石巻まちなか復興マルシェ(昼食)＝仙台空港＝仙台駅 12:30/13:30 15:45頃 16:30頃	昼

6

お申込み方法のご案内・お問い合わせ先

- 巻末の申込書に必要事項をご記入のうえ、「名鉄観光サービス株式会社仙台支店」にFAXまたは郵送にてお申込みください。
- 参加申込み締切:平成27年6月5日(金)
- 申込書はコピー等にて控えを必ず保管願います。
- FAXでのお申込みの場合は、送信確認をお願いします。(FAX機の送信記録にてご確認ください)

名鉄観光サービス株式会社 仙台支店

〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央4-10-3 住友生命仙台ビル6階

総合旅行業務取扱管理者 鎌田 英人

TEL:022-267-0211 FAX:022-261-4623

【営業時間 9:00~18:00(月~金曜)、土日祝日は休業】

担当者:志賀・村上・植松・鈴木

7

お申込み後の変更・取消について

お申込み後に、変更・取消が生じた場合には、FAXにて、上記お問合せ先までお早めにご連絡ください。
お申込み後、お客様の都合によりお取消しになる場合は、次の取消料が発生いたします。

取消日 取消種別	ご利用日 20日~8日前	ご利用日 7日~2日前	ご利用日前日	ご利用日当日 (当日12:00まで)	無連絡 及び 当日12:00以降
大会参加費	6月25日(木)以降の大会参加費のご返金はできません。(参加券と資料引換え)				
宿泊	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%
情報交換会	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の100%	-----
昼食	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の100%	-----
航空券	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100% (該当便出発後)
視察旅行 (1泊2日)	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100% (出発後)

取消日 取消種別	ご利用日 10日~8日前	ご利用日 7日~2日前	ご利用日前日	ご利用日当日	無連絡
視察旅行 (日帰り)	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100% (出発後)

- 取消の基準日は、当社の営業日・営業時間内(月~金/9:00~18:00)のFAX通信を有効といたします。必ず、文書にてご連絡ください。
- 取消後のご返金は、大会終了後、取消料及び所定の振込手数料を差引のうえ、送金いたします。事務処理上の都合で多少日数がかかる場合がございます。なお、大会当日、会場にてご返金の申出がありましても、現金でのご返金はいたしかねますのでご了承ください。
- 大会参加は、6月25日(木)以降は参加費を返金いたしません。全国事務局へ参加券を7月末までにご郵送ください。資料を発送いたします。

8

個人情報取扱について

名鉄観光サービス株式会社は、お申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や輸送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関及び手配代行者に提供いたします。また、主催者事務局様の要請に基づき、名簿作成のために情報を提供いたします。それ以外の目的でご提供いただく個人情報は、利用いたしません。

★上記の他、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社店頭またはホームページにてご確認ください。

【セキュリティの確保について】

個人情報保護方針、個人情報保護の対応について

<http://www.mwt.co.jp/info/kojinjohohogo.shtml>

会場アクセス



交通アクセス

- JR・地下鉄 ■JR仙台駅から地下鉄乗り換え 広瀬通駅(西-1出口)から徒歩1分
- 航空機 ■仙台空港から仙台空港アクセス線(鉄道)でJR仙台駅まで約17~25分
- タクシー ■JR仙台駅からタクシーで約5分
- 自家用車 ■東北自動車道 仙台宮城I.Cから仙台西道路経由で約10分

江陽グランドホテル

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町二丁目3-1
TEL 022-267-5111 FAX 022-265-2252

ホテル案内図



	ホテル名
A	ホテルメトロポリタン仙台
B	三井ガーデンホテル仙台
C	仙台ワシントンホテル
D	ホテルモントレ仙台
E	ホテルJALシティ仙台
F	ホテル第一インパークホテル
G	江陽グランドホテル
H	ANAホリデイ・イン仙台
I	ホテルレオパレス仙台
J	ホテルベルエア仙台
K	ホテルグランテラス仙台国分町
L	ホテルグリーンマーク

	ホテル名
M	ホテルグリーンパシフィック
N	ホテルグリーンセレクト
O	ホテルプレミアグリーンヒルズ
P	ホテルプレミアグリーンプラス
Q	ホテルユニサイト仙台
R	アパヴィラホテル仙台駅五橋
S	ホテル法華クラブ仙台
T	ユニゾイン仙台
U	アークホテル仙台青葉通
V	スマイルホテル仙台国分町
W	ホテルパールシティ仙台

ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。



1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、名鉄観光サービス株式会社（愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目4番19号、観光庁長官登録旅行業第55号。以下「当社」といいます。）が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- 「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行をいいます。
- 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当社旅行予約款 募集型企画旅行契約の部によります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- 旅行のお申込みは、当社又は旅行業法に規定された受託旅行業者の営業所（以下併せて「当社」といいます。）にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、(5)の申込金を添えてお申込みください。
- 当社は、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申込み手続きをお願いします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- お客様との旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込金を受領したときに成立するものとします。
- お客様が(2)の期間内に申込金を提出しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- お申込みの際、おひとり様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。

区分	申込金（おひとり）
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

- この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- お申込み段階で、満席その他の事由により旅行契約の締結が直ちにできない場合には、当社は、お客様の承諾を得て、お客様がお待ちいただける期間を確認したうえで、契約待機のお客様として登録し、予約可能なよう手配努力をすることがあります。この場合、申込金と同額を「預り金」として申し受けます。ただし、お客様より契約待機登録の解除のお申出があった場合、又はお待ちいただける期間満了に結果として予約できなかった場合は、当該預り金を全額払い戻しいたします。
 - (6)の場合の契約待機のお客様との旅行契約の時期は、当社が予約可能となった旨の通知を行ったときとします。
 - 当社は、(6)のお待ちいただける期間満了までにお客様に連絡がとれなかったときは、予約可能となった場合であっても、当該予約を取り消すことがあります。この場合、預り金を全額払い戻しいたします。
 - 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申込み条件

- お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。
- 旅行開始時点で15歳未満の方は、親権者の方のご同行を条件とさせていただきます。
- 特定旅費層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他が、当社の指定する条件に合致しない場合はお申込みをお断りする場合があります。
- 妊娠中の方、現在健康を損なっている方、身体に障がいをお持ちの方、補助犬使用者の方など、特別な配慮（車いすの手配等）を必要とする場合は、旅行申込み時にご申出ください。当社は必要と合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する追加費用はお客様の負担とします。また、旅行内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況により健康診断書のご提出、同業者・介助者のご同行を条件とさせていただきます。日程の一部変更や参加をお断りする場合があります。
- お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は治療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様のご都合による別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより、別途条件によりお受けすることがあります。
- お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要となります。
- お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることがあります。
- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面及び確定書面（最終日程表）の交付

- 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお客様にお渡しします。なお、この条件書及びパンフレット等、お支払対象旅行代金の領収証、確定書面（最終日程表）は契約書面の一部となります。
- 確定した旅行日程、航空機の便名、列車名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面（最終日程表）を速くとも旅行開始日の前日までににお渡しします。ただし、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって7日目に当たる日より前に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。
- 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面（最終日程表）に記載するところに特定されます。

5. お支払対象旅行代金

- 「お支払対象旅行代金」（以下単に「旅行代金」といいます。）とは、「パンフレット等に記載の旅行代金」と(ア)「追加代金」の合計から(イ)「割引代金」を差し引いた額をいいます。「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。
- 「追加代金」、「割引代金」とは、当社がパンフレット等に表示した以下のものをいいます。
 - (ア)「追加代金」
 - お客様が希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金
 - ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金
 - グリーン車追加代金等と称する列車、航空機等の使用座席の等級変更による追加代金
 - 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等への変更のための追加代金
 - 「延泊プラン」等と称する延泊のための追加代金
 - その他「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
 - (イ)「割引代金」
 - トリプル割引代金等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金
 - 「子供割引代金」等年齢その他の条件による割引代金
 - その他「〇〇割引代金」とパンフレット等に記載した割引代金

6. 旅行代金のお支払

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に旅行開始日までは、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

7. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
 - (ア) 旅行日程に「お客様負担」と記載したものを除きます。
 - (イ) 航空運賃及び船舶・鉄道運賃等（コースにより等級が異なります。）
 - (イ) バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
 - (ロ) 宿泊代金及び税・サービス料
 - (ハ) 食費代金及び税・サービス料
 - (ニ) 団体行動中の心付け
 - (ホ) 乗員が同行するコースの添乗員同行代金
 - (ヘ) その他パンフレット等で含まれる旨明示したもの
 - (2) (1)の諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。
- 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

9. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由その他の因果関係をご説明し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

10. 旅行代金の額の変更

当社は、旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。

- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。
- 当社は、(ア)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされる場合は、(ア)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。
- 第9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、サービスの提供が行われていたにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備が不足したこと（いわゆるオーバーブッキング等）による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が増える旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後、当社の責任に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金を変更します。

11. お客様の交代

- お客様が、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲渡することがあります。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料（おひとり様につき10,000円）と共に当社にご提出していただきます。
- 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

12. お客様の解除権（旅行開始前）

- お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、当社の営業日・営業時間内にお受けします。旅行のお申込み時にご営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。
 - (ア) (1)に掲げる旅行契約以外のコース
- | 解除期日 | 取消料（おひとり） |
|--|-----------|
| イ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）に当たる日以前8日目に当たる日まで | 旅行代金の20% |
| ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前4日目に当たる日まで | 旅行代金の30% |
| ハ. 旅行開始日の前日 | 旅行代金の40% |
| ニ. 旅行開始日当日 | 旅行代金の50% |
| ホ. 無乗務不参加及び旅行開始後 | 旅行代金の100% |

- 貸切船舶を利用するコース
当該船舶に係る取消料の規定によります（パンフレット等に記載します。）
- 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
 - (ア) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
 - (イ) 第10項(ア)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
 - (エ) 当社がお客様に対し、第4項(2)に定める期日（旅行開始日の前日、または、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目に当たる日より前に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日まで）までに確定書面（最終日程表）を交付しなかったとき。
 - (オ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。
- 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコース又は出発日を変更された場合は、取消後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

13. お客様の解除権（旅行開始後）

- 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- お客様の責に帰さない事由により旅行日程に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払ったことから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

14. 当社の解除権（旅行開始前）

- お客様が第6項に定める期日までに旅行代金のお支払がないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第12項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - (ア) お客様が、当社があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - (イ) お客様が病気が必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
 - (ロ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。
 - (ハ) お客様が旅行契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - (ニ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - (ホ) お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行については3日目）に当たる日より前に、旅行の中止を通知します。
 - (ヘ) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれ極めて大きいとき。
 - (エ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）から違約料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。

15. 当社の解除権（旅行開始後）

- 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
 - (ア) お客様が病気が必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - (イ) お客様が旅行の安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への遵守、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - (ロ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - (ハ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- 解除の効果及び払戻し
(ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。

(イ)当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれらから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

16.旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第10項、第12項、第13項(2)、第14項及び第15項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) (1)の規定は第20項又は第24項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17.契約解除後の帰路手配

当社は、第15項(1)(ア)又は(エ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の発着地、解散地等に戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けまます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

18.旅程管理と添乗員等

- (1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保するために努力します。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
 - (ア)お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。
 - (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (2) 当社が、旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している集合場所を出発(集合)してから、当該解散場所に着く(解散)するまでとなります。ご自宅から集合・解散場所までの間を、航空機又は列車等を利用する場合や宿泊を必要とする場合は、当社では可能な限りこの手配に応じますが、この部分は当社と別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。
- (3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を行わせるもの(以下「手配代行者」といいます。)が行います。
- (4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社(現地係員又は手配代行者等を含みます。)の連絡先を確定書面(最終日程表)に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無は「パンフレット」に明示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (7) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責任に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要する費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

19.当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していただくときは、自由行動時間中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員又は手配代行者等を含みます。)の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であってもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

20.当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内(当社に通知があったときは)に限り、また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとにつき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (2) お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - (ア)天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (イ)運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - (ウ)官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - (エ)自由行動中の事故
 - (オ)盗難
 - (カ)食中毒
 - (キ)運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地的滞在時間の短縮

21.特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、死亡補償金として、1,500万円です。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品に係る損害補償金は、お客様おひとにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償しません。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の、スノーダイビング、ハンググライダー、搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトライト機等)搭乗、ジャンプダイビング、搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条第4項及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。

- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。また、お客様が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出るときは離脱したとき又は復帰の予定なく離脱したときは、離脱のときから復帰までの間又はその離脱したときから後は募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (4) (1)の傷害・損害については、第20項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金が当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。
- (5) 当社が(1)による補償金支払義務と第20項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

22.オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する募集型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます。)のうち、当社が旅行企画・実施するもの第21項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社が旅行企画・実施するオプションツアーは、パンフレット等に「旅行企画・実施:当社(又は名鉄観光サービス)」と明示します。
- (2) オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の旅行会社である旨をパンフレット等に明示した場合は、当社の募集型企画旅行ではありません。
 - (ア)お申込みは原則として現地となり、お支払も現地となります。
 - (イ)契約はオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が主たる旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
 - (ウ)契約の成立は、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が承諾したときに成立します。
 - (エ)契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等にご確認ください。
 - (オ)当社以外がオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (3) 当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第21項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。
- (4) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規程は適用されず、それ以外の責任は負いません。

23.旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の(ア)(イ)(ウ)(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
 - (ア)契約内容の重要な変更が生じた原因が次によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋等の諸設備の不足が発生した(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)。
 - (イ)旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
 - (ウ)戦乱
 - (エ)暴動
 - (オ)官公署の命令
 - (カ)欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - (キ)遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - (ク)旅行参加者の生命又は身体への安全確保のための必要な措置
 - (ケ)第20項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。
- (2) 第12項、第13項、第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。
- (3) パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができるとき。

当社が変更補償金を支払う変更	お支払い対象旅行代金 補償金の額 = 1件につき下記の率	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した観光施設(レストラン)を含みます。その他旅行の目的地的変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備の低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれより低くなった場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地又は空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における旅行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨前各条に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
注2)確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるを「確定書面」と読み替えて、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
注3)第3号及び第4号に掲げる変更による運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
注4)第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5)第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。
注6)第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によりします。

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとに対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おひとに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替へ、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。
- (4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第20項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

24.お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなされはなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様が旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行代金において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

25.通信契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、所定の会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。)を条件に、電話、郵便、ファクシムル、その他の通信手段による旅行のお申込みを受けられる場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と無署名取扱旅行会社を含む加盟店契約がないとき、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。(受託旅行会社により当該取扱ができない場合があります。また取扱い可能なクレジットカードの種別も受託旅行会社により異なります。所定の会員の署名をいただいたクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なる場合があります。その主要な点をご案内します。
 - (ア)通信契約の申込みに際し、会員は申込みしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
 - (イ)通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾したときに成立し、それ以外の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。
 - (ウ)通信契約の「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行するべき日となり、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。

26.その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お買物に際してはお客様の責任でご購入していただきます。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当社の募集型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイル・サービスを受けられる場合がありますが、マイル・サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であったマイル・サービスが受けられなくなつたときでも、理由のいかんを問わず、当社は第20項(1)の責任を負いません。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

27.旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。

28.弁済業務保証金制度及びボンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過で当該契約に關し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような事態が生じた場合で、上記の一定の弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

29.個人情報の取扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「販売店」欄記載の受託旅行者(以下「販売店」といいます。)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただきます。ほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。
- (2) 当社及び販売店が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただきます。お客様は、旅行先でのお客様の買物等の便宜のため、お客様の個人データを免税店等の事業者へ提供することがあります。この場合、お名前、郵便番号、搭乗航空便名等に係る個人データや、これらの方法等でお送りすることによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申し出ください。
- (3) 上記のほか、お客様の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページ(<http://www.mwt.co.jp>)でご確認ください。なお、販売店の個人情報の取扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。

第39回全国身体障害者施設協議会研究大会

【開催日】平成27年7月9日(木)～10日(金)【申込締切日】平成27年6月5日(金)
 【申込先】名鉄観光サービス株式会社 仙台支店 【FAX】022-261-4623

担当：「第39回全国身体障害者施設協議会研究大会係J・・・志賀、村上、植松、鈴木 TEL:022-267-0211
 住所：〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央4-10-3(住友生命仙台ビル6階) 営業時間：平日9:00～18:00(土日祝日は休業)

旅行手配のために必要な範囲内での運送・宿泊機関・保険会社等への個人データの提供について同意のうえ、以下の旅行に申込みます。

変更・取消	変更	取消
／	／	／

都道府県	会員施設名 (所属)	(フリガナ) 連絡ご担当者
〒	TEL	
住所 (書類送付先)	FAX	

No	(フリガナ) 氏名	性別 ※1	年齢 ※1	役職名	研究発表・特別実践 発表表(7/7/10) ※2		昼食弁当 (7/10)	宿泊(第2希望までご記入ください)※3				航空券		視察 旅行		備考欄				
					第1希望	第2希望		7/8 前泊	7/9 当日	7/10 後泊	第1希望	第2希望	往路	復路	第1希望		第2希望			
記入例	(ミヤギ タロウ) 宮城 太郎	男	50	施設長	2	1	○	○	○	—	A-1	B-1	(禁)・喫	—	あ-1	さ-1	A	B		
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				

お申込みについて

- 大会参加の場合でも、当申込書によりお申込みください。
- 6名以上で参加される場合は、当申込書をコピーしてお申込みください。
- お申込み後の変更・取消につきましては、当申込書を上書き訂正の上、用紙右上の「変更・取消」欄に日付と該当する項目に○印をつけて、FAXにてご連絡ください。
※電話での変更・取消は受け付けておりませんので、予めご了承ください。
- 宿泊の予約は先着順とさせていただきます。ご希望に添えない場合もございますので、必ず第2希望までご記入願います。

注意事項

- 性別・年齢は、割引航空券・視察旅行をお申込みの方だけご記入ください。
- 研究発表および特別実践発表の参加枠は先着順とさせていただきます。会場の番号(1～4)を、第2希望までご記入ください。
- 宿泊のお申込みについては、宿泊希望日に○印を、ご希望ホテルを申込番号にて第2希望までご記入ください。
禁煙・喫煙のご希望がある場合は、どちらかに○印をご記入ください。ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。
ツインをご希望の方は、同室希望者名をご記入ください。

●申込み内容に変更や取消しなどで、返金が生じた場合にご記入ください

《変更・取消の場合の返金先》

金融機関名： 銀行
 支店名： 本店・支店
 口座番号： 普通・当座
 フリガナ
 口座名義： _____

【通信欄】